

## 平成 23 年度 臨時理事会議事録

1. 日 時：平成 23 年 9 月 17 日（土）14：00～17：30
2. 場 所：航空会館 9F 第 2 応接室
3. 理事会出席者（計 6 名）：
  - 牧野健、坂井正一郎、甲賀大樹、鈴木康一、土屋宣幸、吉田正克
  - 書面表決（1 名）：堀田省二郎
  - 委任状提出（8 名）：
    - 議長委任：板倉忠興、大平雅大、中塚総一郎、中村暢宏、野田迪郎、万場泰雄、吉田茂
    - 坂井常務理事に委任：秋山崇道
    - 出席監事：山本隆章、谷口良知

議事に先立ち、議長より以下説明があった。

- \* 本理事会は定款 28 条第 2 項に基づき、会長が議長を務める。
- \* 理事総数 16 名中、書面表決および委任状提出を含む 15 名が出席、定款第 29 条第 1 項により、理事会定足である理事総数の 3 分の 2、11 名を満たしていることから本理事会は有効に成立。
- \* 定款 27 条に基づき、議長が議事録署名人に坂井正一郎常務理事ならびに土屋宣幸理事を指名、了承を得た。

### 4. 議事について

#### 4.1 状況説明

議長の指名により議案議決に先立ち、議案 1 及び議案 2 について甲賀常務理事から、議案 3 および議案 4 について事務局より説明があった。

##### 4.1.1 議案 1：当協会公益法人申請についての要点

- \* 当協会の存在意義について：滑空スポーツ活動には航空法、河川敷利用、無線利用についての問題や公共地上空で飛行活動を行っている等の点から、社会的な諸規制適用の中にあつて、国内滑空団体の権益確保に対する当協会の役割は今後ますます重要になることを再認識し、当協会が公益法人化してそれに対応すること、および会員にこの意義と役割を認識していただく努力を強めることで意見が一致。
- \* 堀田理事から、当協会の財政状況を踏まえ、法人を一旦解散し、一愛好者団体として再出発をしたらいかがか、との書面表決による意見があり、席上その意見を含めて討議を行い、結果、上記結論に至った。
- \* 新法人定款案の改定について、以下を議案として総会に提示し、総会の決議に諮ることとする。
  - ① 法人移行申請前に、業務執行理事数を 5 名以内に、また、事業目的の記載について大項目標記のみにとどめる様に一部改訂を行う。
  - ② 平成 22 年度第 2 回総会において承認された公益法人移行認可後の役員候補者の理事候補者の中

から、理事会案として、当協会代表理事に佐藤淳造、業務執行理事に甲賀大樹、坂井正一郎、鈴木康一、三輪徳泰を選任し、土屋宣幸、吉田茂、吉田正克各理事候補ならびに谷口良知、山本隆章両監事候補と共に定款案附則に記載し、議案として次回総会に提示、総会の決議に諮ることを決定した。

#### 4.1.2 議案 2：当協会財政再建についての要点

- \* 2年続きの赤字で当協会運営資金が枯渇し、現在、預り金として100万を受け入れて急場を凌いでいる状況であり、6月分からの常勤役員報酬を返上、これと並行して事務局でも経費節減を徹底する等、緊縮財政を続けているが、状況改善のための根本的な対策を実施することで意見が一致。
- \* 預り金100万については、牧野会長、坂井、甲賀両常務理事、吉田前常務理事の4名で会計上、適切に処置をすることを報告、確認した。

\* 今後の事業対象を滑空スポーツ統括機能に集中し、その他の事業規模を縮小する。

\* 日本滑空記章試験員に対して、次回任期更新時（平成24年1月1日）から、認定登録料として¥10,000/任期：3年を徴収することを本理事会において決定した。

\* 当協会財政再建について、以下を議案として総会に提示し、総会議決を経ることとする。

- ① 年会費を平成24年度4月1日から値上げをする。（個人正会員10,000円から12,000円、ジュニア会員5,000円を6,000円）
- ② 年会費の値上げと並行して、会員内外から広く募金を実施する。
- ③ 会員に対する無料サービスのうち、実質的用途が少ないFAIスポーティングライセンスの申請料を受益者負担に変更する。
- ④ 本年度事業計画の一部変更について

当初実施計画事業のうち、第14回全日本学生グライダー新人競技会主催、および第52回全日本学生グライダー競技選手権大会について、(財)日本学生航空連盟より助成金事業として共催するための運営体系が整備できておらず、従来とおり学連単独主催での実施、これに伴い共催を辞退したい旨の申し入れがあったことを受け、当協会の主催返上ならびに(独)日本スポーツ振興センター助成金対象事業の中止を決定し、名義後援事業に変更する。

また、リハビリテーション講習会、オン・ライン・コンテスト推進については、年度内実施が困難と判断されるため中止する。

#### 4.1.3 議案 3：当協会補正予算案についての要点

\* 上記、本年度事業変更等により当初予算額について収支ともに大幅な変更が生じた。一部事業中止等に伴う予算額を再算定した結果、当初収支差額より△155,023円の減収となったが、かろうじてプラス40万の黒字予算は維持できている。

\* 基本財産であるDart一式の減価償却について、7月の実地監査の際に文部科学省に確認した結果、基本財産に関する減価償却処理については、特に事前の所官庁承認は不要であること、かつ、未償却分の減価償却費については、新法人会計基準に基づき、過年度分減価償却費として算定、経常外費用として計上することで処理するようとの回答があったため、そのように処理することにした。税法に基づき過年度分の減価償却費を計算した結果、23年度末の未償却残高1円となったため、Dart一式の簿価のうち3,328,229円を過年度分減価償却費として正味財産増減収支予算書中の経常



外費用に計上し、これを補正予算案として提示する。

- \* Dart 一式の未償却分の減価償却費処理により、当協会の正味財産額は 350 万円近くまで減額される結果となるが、法人移行申請も控えているため、致し方ない処理である。
- \* 本年度補正予算案について、以下を議案として総会に提示し、総会の決議に諮ることとする。
  - ① 事務局により再算定された補正予算案を理事会における補正予算案として、総会に議案として提示、総会の決議に諮ることとする。

#### 4.1.4 議案 4：当協会規程改訂についての要点

- \* 日本滑空記章試験員規程ならびに日本滑空記章規程改定について  
上記議案 2 において決定した、試験員の認定登録料ならびに記章試験報告書の申請期限を試験合格日から 6 ヶ月以内とする旨の規定を追加し、平成 24 年 1 月 1 日付で同規程を改正施行することを本理事会で承認決定、次回総会の報告事項とすることとした。
- \* 会費規程について  
65 歳以上でかつ会員継続年数 10 年以上の個人会員について、会費 10 万円の一括納入により単年会費納入を適用しない旨の規定を追加する事務局案に対し、会員在籍年数を通算 5 年以上に修正し、理事会案として決定した。
- \* 会員規程について  
会員の入退会、会員資格停止について、その内容、手続き等を明文化し、新法人体制において運用される会員規程として新設し、法人移行申請書類に添付する。本規程の改正は、理事会で行うとする理事会決議事項として定め、法人移行登記完了の日から施行することとして、これを原案とおりに本理事会にて決定した。
- \* 役員の報酬等及び費用に関する規程について  
新法人体制において、役員報酬額の公開が法令上義務付けられており、新定款案に直接記載するか又は総会決議事項の下位規則として別途定めることができる。当協会は、別途、下位規則において役員の定義、種類、役員報酬額、支払方法等を具体的に定めることにした。  
常勤役員の定義について、吉田理事より具体的に定め過ぎているとの指摘があったが、これまでの常勤役員の勤務状況等を踏まえ、原案のままにすることを決定した。また、役員報酬総額も原案の年額 180 万円以内、1 人あたりの上限年額 60 万円以内という原案のまま、理事会案とすることに決定した。
- \* 当協会規程改訂について、以下を議案として総会に提示し、総会の決議に諮ることとする。
  - ① 会費規程について、65 歳以上でかつ会員在籍年数が通算 5 年以上の個人会員について、会費 10 万円の一括納入により単年会費納入を適用しない旨の規定を追加し、総会承認後、即日施行とする。
  - ② 役員の報酬等及び費用に関する規程について、新法人体制において適用される規程として、役員報酬総額を年額 180 万円以内、1 人あたりの上限年額 60 万円以内と定める。総会承認後、本規程を法人移行申請書類に添付する。

以上を以て全ての議事を終了し、17時30分に議長の宣言により閉会した。

平成23年9月17日  
社団法人日本滑空協会

議長 会長

牧野健



議事録署名人 理事

土屋直幸



同 理事

坂井正一郎

